

1 排水施設に関する基準

新旧対照

(傍線部分は改定部分)

改定後	現行																																																																																																																																																																						
<p>第5章 排水施設に関する基準</p> <p>【法律】 (略)</p> <p>【政令】 (略)</p> <p>【省令】 (略)</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 管渠の種類と断面形状 (政令第29条、省令第26条第1号・第2号)</p> <p>管渠の種類は、用途に応じて内圧及び外圧に対して十分耐える構造及び材質のものを使用すること。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 最小管径</p> <p>本管の最小管径は、原則として250ミリメートルとする。</p> <p>6～9 (略)</p> <p>10 人孔 (マンホール) (政令第29条、省令第26条第5号)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 人孔の管径別標準間隔は、次表のとおりとする。</p> <p style="text-align: center;">表 (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 人孔の種別は次の表-1及び表-2のとおりとする。</p> <p>なお、第1種～第3種の人孔は組立人孔を基本とする。</p> <p>表-1 中間人孔 (マンホール)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種別</th> <th rowspan="2">マンホール内径 (cm)</th> <th colspan="8">接合管公称径 (cm)</th> </tr> <tr> <th>25</th><th>30</th><th>35</th><th>40</th><th>45</th><th>50</th><th>60</th><th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1種組立人孔</td> <td>90</td> <td>25</td><td>30</td><td>35</td><td>40</td><td>45</td><td>50</td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>第2種組立人孔</td> <td>120</td> <td>60</td><td>70</td><td>80</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>第3種組立人孔</td> <td>150</td> <td>90</td><td>100</td><td>110</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>第1種</td> <td>90</td> <td>25</td><td>30</td><td>35</td><td>40</td><td>45</td><td>50</td><td>60</td><td></td> </tr> <tr> <td>第2種</td> <td>120</td> <td>70</td><td>80</td><td>90</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>第3種</td> <td>150</td> <td>100</td><td>110</td><td>120</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>第4種</td> <td>180</td> <td>135</td><td>150</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>第5種</td> <td>210</td> <td>165</td><td>180</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </tbody> </table>	種別	マンホール内径 (cm)	接合管公称径 (cm)								25	30	35	40	45	50	60		第1種組立人孔	90	25	30	35	40	45	50			第2種組立人孔	120	60	70	80						第3種組立人孔	150	90	100	110						第1種	90	25	30	35	40	45	50	60		第2種	120	70	80	90						第3種	150	100	110	120						第4種	180	135	150							第5種	210	165	180							<p>第5章 排水施設に関する基準</p> <p>【法律】 (略)</p> <p>【政令】 (略)</p> <p>【省令】 (略)</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 管渠の種類と断面形状 (政令第29条、省令第26条第1号・第2号)</p> <p>管渠の種類は、用途に応じて内圧及び外圧に対して十分耐える構造及び材質のものを使用すること。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 最小管径</p> <p>本管の最小管径は、原則として250ミリメートルとする。<u>ただし、汚水管渠の最小径は取付管の接続が可能で材質の場合若しくは取付管が将来とも接続されない場合においては200ミリメートルまでのものを使用することができる。</u></p> <p>6～9 (略)</p> <p>10 人孔 (マンホール) (政令第29条、省令第26条第5号)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 人孔の管径別標準間隔は、次表のとおりとする。<u>なお、管径200ミリメートルの場合で管渠の清掃等に支障がないときは最大40メートルまで間隔を延長することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">表 (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 人孔の種別は次の表-1および表-2のとおりとする。</p> <p>表-1 中間人孔 (マンホール)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種別</th> <th rowspan="2">マンホール内径 (cm)</th> <th colspan="8">接合管公称径 (cm)</th> </tr> <tr> <th>25</th><th>30</th><th>35</th><th>40</th><th>45</th><th>50</th><th>60</th><th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第一種</td> <td>90</td> <td>25</td><td>30</td><td>35</td><td>40</td><td>45</td><td>50</td><td>60</td><td></td> </tr> <tr> <td>第二種</td> <td>120</td> <td>70</td><td>80</td><td>90</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>第三種</td> <td>50</td> <td>100</td><td>110</td><td>120</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>第四種</td> <td>180</td> <td>135</td><td>150</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>第五種</td> <td>210</td> <td>165</td><td>180</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※ <u>組立人孔を採用する場合は、将来接合が見込まれる箇所には設置してはならない。</u></p>	種別	マンホール内径 (cm)	接合管公称径 (cm)								25	30	35	40	45	50	60		第一種	90	25	30	35	40	45	50	60		第二種	120	70	80	90						第三種	50	100	110	120						第四種	180	135	150							第五種	210	165	180						
種別			マンホール内径 (cm)	接合管公称径 (cm)																																																																																																																																																																			
	25	30		35	40	45	50	60																																																																																																																																																															
第1種組立人孔	90	25	30	35	40	45	50																																																																																																																																																																
第2種組立人孔	120	60	70	80																																																																																																																																																																			
第3種組立人孔	150	90	100	110																																																																																																																																																																			
第1種	90	25	30	35	40	45	50	60																																																																																																																																																															
第2種	120	70	80	90																																																																																																																																																																			
第3種	150	100	110	120																																																																																																																																																																			
第4種	180	135	150																																																																																																																																																																				
第5種	210	165	180																																																																																																																																																																				
種別	マンホール内径 (cm)	接合管公称径 (cm)																																																																																																																																																																					
		25	30	35	40	45	50	60																																																																																																																																																															
第一種	90	25	30	35	40	45	50	60																																																																																																																																																															
第二種	120	70	80	90																																																																																																																																																																			
第三種	50	100	110	120																																																																																																																																																																			
第四種	180	135	150																																																																																																																																																																				
第五種	210	165	180																																																																																																																																																																				

表-2 会合人孔（マンホール）

	□0	25	30	35	40	45	50	60	70	80	90	100	110	120	135	150	165	180	200	
20																				
25																				
30																				
35				第1種組立人孔																
40				第1種人孔																
45																				
50																				
60																				
70				第2種組立人孔																
80																				
90				第2種人孔																
100				第3種組立人孔																
110				第3種人孔																
120																				
135				第4種人孔																
150																				
165				第5種人孔																
180																				
200																				

11・12 (略)

13 遊水池等の設置基準（政令第26条第2号）

- (1)～(5) (略)
- (6) 遊水池及び雨水貯留施設の構造基準
 - ア～カ (略)
 - キ 点検口等、施設の管理上必要な箇所に足掛金物を設置すること。
 - ク (略)
- (7) 遊水池及び雨水貯留施設の付属施設の基準
 - ア～イ (略)
 - ウ 地下式の遊水池の場合は、次の付属施設を設置すること。
 - (ア)～(エ) (略)
 - (オ) やむを得ず地下空間内へ配管する場合は、余裕高の範囲内について認めるものとし、ステンレス鋼管等によるサヤ管方式を原則とする。
 - エ (略)
- (8) 雨水浸透ます、雨水浸透管の配置計画にあたって配慮すべき事項
 - ア・イ (略)
 - ウ 雨水浸透効果が期待できない区域については設置しないこととする。
 - エ 車道等の沈下の影響が大きい区域については設置しないこととする。
 - オ アからエまでの区域以外で、法面の安定性が損なわれる区域については設置しないこととする。ただし、

表-2 会合人孔（マンホール）

	20	25	30	35	40	45	50	60	70	80	90	100	110	120	135	150	165	180	200	
20																				
25																				
30																				
35				第1種人孔																
40																				
45																				
50																				
60																				
70				第2種人孔																
80																				
90																				
100				第3種人孔																
110																				
120																				
135				第4種人孔																
150																				
165				第5種人孔																
180																				
200																				

11・12 (略)

13 遊水池等の設置基準（政令第26条第2号）

- (1)～(5) (略)
- (6) 遊水池及び雨水貯留施設の構造基準
 - ア～カ (略)
 - キ 余水吐きには足掛金物を内・外側に設置する。
 - ク (略)
- (7) 遊水池及び雨水貯留施設の付属施設の基準
 - ア～イ (略)
 - ウ 地下式の遊水池の場合は、次の付属施設を設置すること。
 - (ア)～(エ) (略)
 - (オ) やむを得ず地下空間内へ配管する場合は、余裕高の範囲内について認めるものとし、ステンレス鋼管又は铸铁管によるサヤ管方式とする。
 - エ (略)
- (8) 雨水浸透ます、雨水浸透管の配置計画にあたって配慮すべき事項
 - ア・イ (略)
 - ウ 雨水浸透効果が期待できない区域
 - エ 上記以外に法面の安定性が損なわれる区域。ただし、安定対策を行い、十分に安定であることが確

<p>安定対策を行い、十分に安定であることが確認された場合には設置対象区域に含めることができる。</p> <p><u>カ</u> (略) <u>キ</u> (略)</p> <p><u>附 則</u> <u>(施行期日)</u></p> <p>1 この基準は、平成 25 年 7 月 1 日から適用する。</p>	<p>認された場合には設置対象区域に含めることができる。</p> <p><u>オ</u> (略) <u>カ</u> (略)</p>
---	---